

平成31年 No.24

○東京学芸大保健管理センター規程等の一部を改正する規程の制定について

改正理由

センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

センターの組織再編に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

東京学芸大保健管理センター規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年 3月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第19号

東京学芸大学保健管理センター規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対象表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学保健管理センター規程（昭和58年規程第11号）
- (2) 東京学芸大学学生支援センター規程（平成26年規程第4号）
- (3) 東京学芸大学教員養成開発連携センター規程（平成25年規程第22号）

東京学芸大学保健管理センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき、東京学芸大学保健管理センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大保健管理生センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学学生支援センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき、東京学芸大学学生支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学学生支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部改正について

改正理由：センターの組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は，国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき，東京学芸大学教員養成開発連携センターについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は，国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき，東京学芸大学教員養成開発連携センターについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>